

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案の概要

1. 計画の位置づけ

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき策定する。
- 大阪21世紀の新環境総合計画で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画として策定する。

- わが国の地球温暖化対策は、中期的な目標や政策が未だ定められていないことやエネルギー政策が見直されるなど流動的な要素がある。
- 府はこれからも地球温暖化対策の取組を推進していく必要があることから、当面は短期の具体的な対策を着実に実施するための計画を策定する。

2. 計画の期間

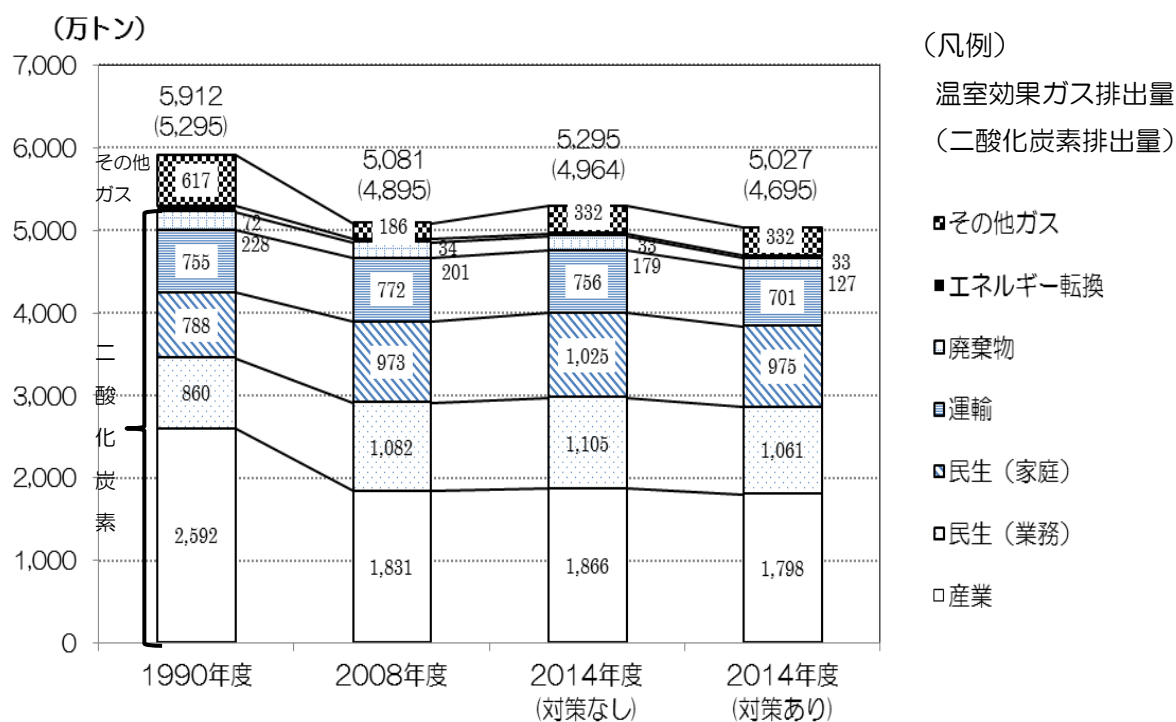
- 計画の期間は、2012年度から2014年度までの3年間とする。
- 国における目標や方向性などが明らかになれば、計画期間内であっても計画を見直す。

3. 計画の目標

2014年度までに温室効果ガス排出量を基準年度(※₁)比で15%(※₂)削減する

(※₁)基準年度：二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990年度、代替フロン等は1995年度

(※₂)電気の排出係数は2008年度の値を用いて設定（進行管理にも活用）



4. 各部門の取組

民生(家庭)

【取組方針】さらなる省エネ・省資源型ライフスタイルへの転換に向けて、「見える化」による行動促進や普及啓発、住宅・設備・機器等の省エネ・省CO₂化に取り組む。
 【取組内容】環境家計簿やうちエコ診断による行動促進、環境教育の推進、グリーン購入の啓発促進等

民生(業務)

【取組方針】二酸化炭素排出量の削減効果の高い設備導入と取り組みやすい運用改善の両面で取り組む。建築物の新增築時に、建築物・設備・機器等の省エネ・省CO₂化の取組を促進する。
 【取組内容】省エネ・省CO₂相談窓口の運営、新增築時の環境配慮措置の取組促進等

産業

【取組方針】温暖化防止条例の対象外の中小事業者を中心として、二酸化炭素排出量の削減効果の高い設備導入と取り組みやすい運用改善の両面で取り組む。
 【取組内容】大阪版カーボンオフセット制度の推進、温暖化防止条例に基づく取組促進等

運輸

【取組方針】自動車から鉄道・バスなど公共交通への利用転換や、エコカーの使用、エコドライブなど環境に配慮した自動車利用を促進する。
 【取組内容】公共交通の乗継改善、エコカー・EVの普及、バイオ燃料の利用促進等

資源循環 (廃棄物)

【取組方針】3Rの取組を推進し、生産時におけるエネルギー消費の削減や廃棄物の焼却処理量の削減等を進める。特に、プラスチック類などの一般廃棄物の分別をさらに進めていく。
 【取組内容】分別収集の促進、適正な家電リサイクルの周知啓発、ごみ発電の導入促進等

森林吸収 緑化推進

【取組方針】森林の適切な整備に対する支援や、森林資源の有効活用を推進するとともに、「府民参加」による森づくりを促進する。また、都市における緑地の保全や創出を推進する。
 【取組内容】森づくりや里山保全活動等の支援、間伐の促進、木材バイオマスの利用推進等

再生可能 エネルギーの 普及等

【取組方針】再生可能エネルギーの普及やエネルギー関連産業の支援について、関西広域連合や近隣府県等とも連携し、推進する。
 【取組内容】太陽光発電の普及、道路照明灯のLED化、産業振興の強化、スマートコミュニティ実証の展開等

5. 計画の進行管理

- 計画の進行管理については、学識経験者や専門家等で構成される「大阪府地球温暖化対策推進委員会」において、毎年度、府域の温室効果ガス排出量、排出削減状況の評価、主な取組内容等を報告し、点検・評価を行う。
- 目標の達成状況に応じて、柔軟に必要な追加的取組を検討・導入していき、PDCAサイクルの強化により、効果的な施策推進を図っていく。